

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 行政指導

第八条 秘密性

第九条 租税

第十条 一般的例外及び安全保障のための例外

第十一條 他の協定との関係

第十二條 實施取極

第十三條 合同委員会

第十四條 小委員会

第十五條 締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十六條 定義

第十七條 物品の分類

第十八條 内国民待遇

第十九條 関税の撤廃

第二十条 関税上の評価

第二十一条 輸出補助金

第二十二条 非関税措置

第二十三条 二国間セーフガード措置

第二十四条 國際收支の擁護のための制限

第二十五条 物品の貿易に関する小委員会

第二十六条 自動車産業の分野における協力

### 第三章 原産地規則

第二十七条 定義

第二十八条 原産品

第二十九条 累積

第三十条 僅少の非原産材料

第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

第三十二条 積送基準

第三十三条 組み立ててないか又は分解してある產品

第三十四条 代替性のある產品及び材料

第三十五条 間接材料

第三十六条 附属品、予備部品及び工具

第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第三十九条 関税上の特恵待遇の要求

第四十条 原産地證明書

第四十一条 事前教示

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地證明書に基づく確認の要請

第四十四条 原產品であるか否かについての確認のための訪問

**第四十五条** 原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定

**第四十六条** 秘密性

**第四十七条** 虚偽申告に対する罰則及び措置

**第四十八条** 雜則

**第四十九条** 原産地規則に関する小委員会

**第五十条** 運用上の手続規則

**第四章 稅関手続**

**第五十一条** 適用範囲

**第五十二条** 定義

**第五十三条** 透明性

**第五十四条** 通関

**第五十五条** 一時輸入及び通過物品

**第五十六条** 協力及び情報の交換

第五十七条 能力の開発

第五十八条 税関手続に関する小委員会

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十九条 適用範囲及び目的

第六十条 権利及び義務の再確認

第六十一条 強制規格

第六十二条 適合性評価手続の結果の受入れ

第六十三条 相互承認に関する取決め

第六十四条 協力

第六十五条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第六十六条 照会所

第六十七条 第十三章の規定の不適用

第六章 衛生植物検疫措置

第六十八条 適用範囲

第六十九条 権利及び義務の再確認

第七十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第七十一条 照会所

第七十二条 第十三章の規定の不適用

## 第七章 投資

第七十三条 適用範囲

第七十四条 定義

第七十五条 内国民待遇

第七十六条 最恵国待遇

第七十七条 一般的待遇

第七十八条 裁判所の裁判を受ける権利

第七十九条 特定措置の履行要求の禁止

- 第八十条 留保及び例外
- 第八十一条 収用及び補償
- 第八十二条 争乱からの保護
- 第八十三条 資金の移転
- 第八十四条 代位
- 第八十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
- 第八十六条 投資家の移動の促進
- 第八十七条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第八十八条 一時的なセーフガード措置
- 第八十九条 信用秩序の維持のための措置
- 第九十条 環境に関する措置
- 第九十一条 利益の否認
- 第九十二条 投資の促進及び円滑化に関する協力

第九十三条 投資に関する小委員会

第八章 サービスの貿易

第九十四条 適用範囲

第九十五条 定義

第九十六条 市場アクセス

第九十七条 内国民待遇

第九十八条 追加的な約束

第九十九条 特定の約束に係る表

第一百条 特定の約束に係る表の修正

第一百一条 最恵国待遇

第一百二条 許可、免許又は資格

第一百三条 相互承認

第一百四条 透明性

第一百五条 独占的又は排他的なサービス提供者

第一百六条 セーフガード措置

第一百七条 支払及び資金の移転

第一百八条 國際收支の擁護のための制限

第一百九条 利益の否認

第一百十条 サービスの貿易に関する小委員会

第一百十一条 約束の見直し

## 第九章 知的財産

第一百十二条 一般規定

第一百十三条 定義

第一百十四条 内国民待遇

第一百十五条 最惠国待遇

第一百十六条 手続事項の簡素化及び調和

第一百十七条 透明性

第一百十八条 知的財産の保護についての啓発の促進

第一百十九条 特許

第一百二十条 意匠

第一百二十一条 商品及びサービスに係る商標

第一百二十二条 著作権及び関連する権利

第一百二十三条 植物の新品種

第一百二十四条 不正競争

第一百二十五条 国境措置に係る権利行使

第一百二十六条 民事上の救済に係る権利行使

第一百二十七条 刑事上の制裁に係る権利行使

第一百二十八条 協力

第一百二十九条 知的財産に関する小委員会

第一百三十条 安全保障のための例外

第十章 反競争的行為の規制

第一百三十二条 反競争的行為に対する措置

第一百三十三条 反競争的行為の規制に関する協力

第一百三十四条 第十三章の規定の不適用

第十一章 ビジネス環境の整備

第一百三十五条 基本原則

第一百三十六条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第一百三十七条 小委員会の勧告

第一百三十八条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

第一百三十九条 第十三章の規定の不適用

第十二章 協力

第一百四十条 基本原則

第一百四十条 協力の分野

第一百四十一条 協力の範囲及び形態

第一百四十二条 協力の費用

第一百四十三条 協力に関する小委員会

第一百四十四条 第十三章の規定の不適用

### 第十三章 紛争解決

第一百四十五条 適用範囲

第一百四十六条 協議

第一百四十七条 あつせん、調停又は仲介

第一百四十八条 仲裁裁判所の設置

第一百四十九条 仲裁裁判所の任務

第一百五十条 仲裁裁判手続

第一百五十一条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第一百五十二条 裁定の実施

第一百五十三条 費用

#### 第十四章 最終規定

第一百五十四条 目次及び見出し

第一百五十五条 一般的な見直し

第一百五十六条 附属書及び注釈

第一百五十七条 改正

第一百五十八条 効力発生

第一百五十九条 終了

附属書一（第二章関係） 第十九条に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第七章関係） 現行及び将来の措置に関する留保

附属書五（第八章関係）

金融サービス

附属書六（第八章関係）

第九十九条に関する特定の約束に係る表

附属書七（第八章関係）

第一百一条に関する最惠国待遇の免除に係る表

## 前文

一六

日本国政府及びマレーシア政府は、

国際化及び技術の進歩によつてもたらされる活発な、かつ、急速に変化する国際環境が様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が協力並びに貿易の自由化及び円滑化を通じた互恵的な経済連携を構築することにより高められることを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附屬書一  
A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附屬書一 B サービスの貿易に関する一般  
協定第五条を想起し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済  
上の連携の枠組みに留意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、  
次のとおり協定した。

## 第一章 総則

### 第一条 目的

この協定は、次の事項をこの協定の規定に従つて実現することを目的とする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 投資の機会及びビジネス環境を相互に改善させ、投資財産及び投資活動の保護を確保すること。

- (c) 特にこの協定において合意された分野における情報、技能及び技術の交換により、社会経済上の連携に関する一層緊密な協力を促進するための枠組みを設定すること。
- (d) 知的財産の保護を確保し、及びこの分野における協力を促進すること。
- (e) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること。
- (f) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

## 第二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

- (a) 「両締約国」とは、日本国及びマレーシアをいい、「締約国」とは、日本国又はマレーシアをいう。
- (b) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。
- (c) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を

含む。）をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(d) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びマレーシア政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はマレーシア政府をいう。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f) 「日本国」とは、日本国の法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）並びにその領海の外側に位置する区域で日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権行使するすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(g) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦の領域、マレーシアの領水並びに当該領水の海底及びその下並びにこれらの区域の上空をいい、マレーシアの領水の限界を超える区域（海底及びその下を含む。）であつて、マレーシアが天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の探査及び開発のための主権的

権利又は管轄権を有する区域として、マレーシアの法令により、かつ、国際法に従い、指定したもの又は今後指定することのあるものを含む。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

注釈 (f)及び(g)の規定は、国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

### 第三条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものにする。

2 各締約国政府は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。

3 一方の締約国政府は、他方の締約国政府の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、英語で、当該他方の締約国政府の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国政府に情報を提

供する。

4 各締約国政府は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、当該法令又は行政上の手続を公表し、又は公に利用可能なものにする時と当該法令又は行政上の手続が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。

#### 第四条 公衆による意見提出

各締約国政府は、自国の法令に従つて、次のことを行うよう努める。

- (a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表すること。
- (b) そのような規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること。

#### 第五条 行政上の措置に関連する手続

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従つて、次の事項を行うよう努める。

- (a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請

が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 権限のある当局は、自国の法令に従つて、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a) そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b) そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものにすること。

3 権限のある当局は、自国の法令に従つて、次の事項を行うよう努める。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対する行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公にすること。

4 権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとなならないときは、自国の法令に従つて、その

者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)

当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

#### 第六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する締約国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、そのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していかなければならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が

与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、国内法令によつて定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となつてゐる締約国政府による行為に關し、2(b)の決定が関係当局によつて実施されることを確保する。

#### 第七条 行政指導

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定が対象とする事項に関し行政指導を行う場合には、当該行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保するものとし、また、関係者に対し任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求してはならない。

2 権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者が行政指導に従わないことのみを理由として不利に扱われないことを確保する。

3 権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者に対し、当該関係者の要請に応じてその行政指導の目的及び内容を書面で提供する。

4 この条の規定の適用上、「行政指導」とは、いづれかの締約国政府の権限のある当局による指導、勧告、助言であつて、行政上の目的を達成するため、ある者に対し一定の作為又は不作為を要求するもので

あるが、当該者の権利及び義務を創設し、又はこれらの権利及び義務に制限を課し、若しくはいかなる意味においても影響を及ぼすものではないものをいう。

#### 第八条 秘密性

- 1 各締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府が提供した情報の秘密性を保持する。
- 2 1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、提供した締約国政府の書面による事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国政府に対し、秘密の情報であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。
- 4 両締約国は、この協定が終了する場合においても、この条の規定が引き続き適用されることに同意する。

#### 第九条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適

用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。

3 第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

#### 第十条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第七章（第八十二条を除く。）までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第七章（第八十二条を除く。）及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

#### 第十一条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を

再確認する。

- 2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

#### 第十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

#### 第十三条 合同委員会

- 1 この協定に基づき合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
  - (a) この協定の実施及び運用について見直しを行うこと。
  - (b) 両締約国に対し、第十五条に規定する連絡部局を通じて、この協定の実施及び運用についての報告を

提出すること。

(c) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(d) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(e) 次のものを採択すること。

(i) 第三章に規定する運用上の手続規則

(ii) 必要な決定

(f) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 合同委員会は、両締約国が閣僚級で会合を開催することに合意する場合を除くほか、両締約国政府の上級職員をその共同議長とする。

(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4 合同委員会は、その規則、手続及び財政上の措置を定める。

5 合同委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の会合は、両締約国が合意する頻度で開催する。合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及び

マレーシアにおいて交互に開催する。合同委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三十日以内に開催する。

#### 第十四条 小委員会

この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

- (a) 物品の貿易に関する小委員会
- (b) 原産地規則に関する小委員会
- (c) 税関手続に関する小委員会
- (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
- (e) 衛生植物検疫措置に関する小委員会
- (f) 投資に関する小委員会
- (g) サービスの貿易に関する小委員会
- (h) 知的財産に関する小委員会
- (i) ビジネス環境の整備に関する小委員会

## (j) 協力に関する小委員会

## 第十五条 締約国間の連絡

この協定に関するすべての事項についての両締約国間の連絡は、次の連絡部局を通じて円滑にするものとする。

(a) 日本国については、日本国外務省

(b) マレーシアについては、マレーシア外務省

## 第二章 物品の貿易

## 第十六条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十三条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b) 「関税」とは、產品の輸入に関連して課される關稅、輸入稅その他あらゆる種類の課徵金をいう。ただし、次のものを含めない。

(i) 締約国の產品であつて、当該輸入產品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものの

に対し、又は当該輸入產品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている產品に

対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内國税に相当する課徵金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附屬書一A千九百九十四条の關稅及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び世界貿易機関設立協定附屬書一A補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止稅又は相殺關稅

(iii) 提供された役務の費用に応じた手數料その他の課徵金

(c) 「物品の課稅価額」とは、従価による關稅の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する產品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該產品の生産高の合計が当該產品の国内總生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e) 「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附屬書一A農業に関する協定（その改正を含む。）（以

下この章において「農業協定」という。）第九条に掲げる輸出補助金をいう。

- (f) 「原産品」とは、次章の規定に従つて原産品とされる產品をいう。
- (g) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十三条9(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(h) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

#### 第十七条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

#### 第十八条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の產品に対しても内国民待遇を与える。

#### 第十九条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属

書一の自国の表に従つて、関税を撤廃し、又は引き下げる。

- 2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従つて適用される税率より関税を引き上げてはならない。

- 3 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従つて交渉する。

#### 第二十条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

#### 第二十一条 輸出補助金

いづれの締約国も、農業協定に従つて、その附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

#### 第二十二条 非関税措置

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の產品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる產品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないかかる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

### 第二十三条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第十九条の規定に従つて他方の締約国の原產品の關稅を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原產品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自國の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自國の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

- (a) この章の規定に基づく關稅の段階的な引下げの対象となる当該原產品の關稅の更なる引下げを停止すること。
- (b) 次の税率のうちいづれか低い方を超えない水準まで当該原產品の關稅を引き上げること。

(i) この1に規定する二国間セーフガード措置をとる時点における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生日の前日における実行最惠国税率

2 各締約国は、附属書一の自国の表に従つて適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとつてはならない。

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2の規定に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行つた後においてのみ二国間セーフガード措置をとることがで  
きる。

(b) (a)に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならぬ。

4 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。  
(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する3(a)に規定する調査を開始する場合

- (ii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合
- (b) (a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。
- (i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付
- (ii) (a)(ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
- (c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、3(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定する補償につい

て合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されなければならない、また、その適用期間は、四年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を最長五年とすることができる。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とつてはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかつたとしたならば適用したであろう税率とする。

5(a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、他方の締約国に対し、当該

二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合は、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価のものの適用を停止することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の十八箇月間については、行使されではならない。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、

かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

6 この章のいかる規定も、締約国が、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガツト第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

7 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続きを採用し、又は維持する。

9 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、4(d)に規定する期間に算入される。

(d) 2、4(f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

10 4(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語により行う。

11 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

#### 第二十四条 國際收支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び第十八条B並びに世界貿易機

関設立協定附屬書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際收支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

#### 第二十五条 物品の貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
  - (b) この章の規定に関する問題について討議すること。
  - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
  - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

## 第一十六条 自動車産業の分野における協力

両締約国は、それぞれの自動車業界の参加を得て、マレーシアにおける自動車産業の競争力を一層強化するため協力する。

## 第三章 原産地規則

### 第二十七条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「権限のある政府当局」とは、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う各締約国の当局をいう。日本国については経済産業省をいい、マレーシアについては国際貿易産業省をいう。
- (b) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、マレーシアについては財務省関税庁をいう。

(c) 「輸出者」とは、輸出締約国の領域に所在する者であつて、当該輸出締約国の領域から產品を輸出するものと。いう。

(d) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をい。う。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は法人（当該締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が五十一年ペーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一ペーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五ペーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(e) 「代替性のある締約国の原產品」又は「代替性のある締約国の原產材料」とは、それぞれ、商取引に

おいて相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められてゐる又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g) 「輸入者」とは、輸入締約国の領域に產品を輸入する者をいう。

(h) 「間接材料」とは、產品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型

- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品
  - (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品
  - (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
  - (vi) 產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
  - (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 產品に組み込まれていないその他の物であつて、当該產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの
- (i) 「材料」とは、他の產品の生産に使用される產品をいう。
  - (j) 「締約国の原產材料」とは、締約国の領域において他の產品の生産に使用される当該締約国の原產品をいう（第二十九条1の規定に従つて当該締約国の原產材料とみなすものを含む。）。
  - (k) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、產品を輸送中に保護するために使用される產品であつて、第三十七条规定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(1) 「関税率上の特惠待遇」とは、第十九条1の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(m) 「生産」とは、产品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

## 第二十八条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品であつて、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される产品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される产品であつて、附屬書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる产品は、締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品とする。

(a) 生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの

- (b) 当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国の領域において生きている動物から得られる产品
- (d) 当該締約国の領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国の領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 (a)から(d)までに規定するものを除く。)
- (f) 当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の产品
- (g) 当該締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する产品から生産される产品
- (h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、当該締約国が、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- (i) 当該締約国の領域において収集される产品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国の領域における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な產品から、当該締約国の領域において回収される部品又は原材料

(l) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品

3 (c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附屬書二に定める品目別規則は、非原產材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附屬書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従つて計算される產品の原產資格割合が当該產品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 產品の原產資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される產品の原產資格割合をいう。

「F O B」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、產品の買手から当該產品の売手に支払われる当該產品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該產品が輸出される際に輕減され、免除され、又は払い戻された内國税を含まない。

「V N M」とは、產品の生産において使用されるすべての非原產材料の価額をいう。

5(a) 產品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するF O Bは、当該產品の買手から当該產品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 產品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するF O Bは、関稅評価協定第一条から第八条までの規定に従つて決定される価額とする。

6 4(b)の規定に従つて原產資格割合を算定するに当たり、締約国の領域における產品の生産に使用される非原產材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関稅評価協定に従つて決定される価額であつて、当該產品の生産者の所在する締約国の領域における輸入港に当該非原產材料を輸送するために要する運賃、適當な場合の保險料、こん包費その他のすべて

の費用を含むもの

- (b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該產品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

- 7 產品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、当該產品のVN Mには、当該產品の生産に当たつて使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

- 8 5(b)又は6(a)の規定の適用において產品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該產品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1(c)の規定に従つて当該締約国の原産品となることを条件とする。

### 第三十条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。

### 第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

产品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定

の製造若しくは加工業の要件を満たすものとしてはならない。

(a) 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて一の产品として分類される部品及び構成品の収集

## 集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

## 第三十二条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合にあつては、当該第三国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原產品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原產品は、当該他方の締約国の原產品とはみなさない。

### 第三十三条 組み立てないか又は分解してある產品

1 第二十八条から第三十一条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品については、分解してある状態で一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される場合であつても、当該他方の締約国の原產品とみなす。

2 締約国の領域において組み立てないか又は分解してある產品の材料から組み立てられる產品であつて、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品として当該締約国の領域に輸入されるものについては、当該締約国の原產品とみなす。ただし、組み立てないか又は分解してある產品の非原産材料が組み立てないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国の

領域に輸入されていたならば、当該產品が第二十八条から第三十一条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

#### 第三十四条 代替性のある產品及び材料

- 1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合において、当該產品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。
- 2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの產品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立つていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの產品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

#### 第二十五条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、產品が生産される締約国の原產材料とみなす。

### 第三十六条 附屬品、予備部品及び工具

1 產品の生産に使用されたすべての非原產材料について附屬書二に定める関連する関稅分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該產品と共に納入される附屬品、予備部品又は工具であつて、当該產品の標準的な附屬品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

- (a) 当該附屬品、予備部品又は工具が仕入書において当該產品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附屬品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされないこと。
  - (b) 当該附屬品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該產品について慣習的なものであること。
- 2 產品が原產資格割合の要件の対象となる場合には、当該產品の原產資格割合を算定するに当たり、附屬品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該產品が生産される締約国の原產材料又は非原產材料の価額として考慮する。

### 第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従つて当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

### 第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

- (a) 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。
- (b) 産品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

### 第三十九条 関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

(a) その課税価額の総額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入

(b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他情報であつて、当該第三国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が当該原産品について行われて

いないことを証明するもの

#### 第四十条 原産地証明書

- 1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によつて行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附屬書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。
- 4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第五十条に規定する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。
- 5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国の領域への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7 輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

- (a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの
- (b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される产品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

9 輸出締約国のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

#### 第四十一条 事前教示

輸入締約国は、輸出締約国の產品の輸入者、輸出者、輸出締約国の領域に所在する生産者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該產品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該產品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。

#### 第四十二条 輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従つて確保する。

- (a) 產品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。
- (b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、產品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管

すること。

#### 第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国の中から輸入される产品が当該輸出締約国の原产品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該产品が当該輸出締約国の原产品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

注釈 この条から第四十六条までに規定する「輸入締約国の関係当局」とは、

- (a) 日本国については、税關当局をいう。
- (b) マレーシアについては、国際貿易産業省をいう。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。

輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、产品が輸出締約国の原产品であるか否かに関する追

加の情報を要請することができる。輸出締約国のある政府当局は、輸入締約国関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3 輸出締約国のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国関係当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合は、次のことを行うことができる。

(a) 輸出締約国のある政府当局が輸入締約国関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、产品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請す

ること。

- (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であつて、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に對して訪問の間又はその後に要請すること。

- 2 輸入締約国は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に對して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつてゐる原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

4 輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は6の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。

6 (a) 輸入締約国の関係当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

#### 第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定

1 輸入締約国の関係当局は、輸入者がいづれかの產品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該產品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該產品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明

書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の関係当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の関係当局は、その通報を受領したときは、产品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことがで  
きる。

3 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、产品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

- (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合
- (b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
- (c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該產品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、產品が当該輸出締約国の原產品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となつた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の関係当局による決定を通報する。

#### 第四十六条 秘密性

- 1 各締約国は、この章の規定に従つて自國に提供された秘密の情報の秘密性を自國の法令に従つて保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
- 2 輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従つて入手した情報は、
  - (a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の関係当局のみが利用することができる。
  - (b) 当該情報が要請を受ける締約国の関係法令に従つて設けられた外交上の経路その他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

#### 第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に产品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠つた場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適當と認める措置をとる。

#### 第四十八条 雜則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
- 2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国の領

域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

#### 第四十九条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、見直し及び監視を行うこと。
    - (i) この章の規定の実施及び運用
    - (ii) いづれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正
    - (iii) 次条に規定する運用上の手続規則
  - (b) この章の規定に関連する他の問題について討議すること。
  - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
  - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

#### 第五十条 運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十七条に規定する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従つて、この章の規定に基づく任務を遂行する。

#### 第四章 税関手続

##### 第五十一条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で実施される。

##### 第五十二条 定義

この章の規定の適用上、

(a)

「税関当局」とは、第二十七条(b)に定義する税関当局をいう。

(b)

「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

### 第五十三条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を自国において公に利用可能なものにすることを確保する。

2 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税關に係る事項についての情報を提供するよう努める。各締約国は、特に要請された情報のみではなく、利害関係者が知るべきであると考える税關に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供する。

### 第五十四条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用するよう努める。

2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
  - (b) 税関手続を簡素化すること。
  - (c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。
  - (d) 適当な場合には、次の協力を促進すること。
    - (i) 自国の税関当局と他の国内当局との間の協力
    - (ii) 自国の税関当局と貿易関係者との間の協力
- 3 各締約国は、自国の領域内において影響を受ける当事者に対し、自国がとった措置に関する行政上及び司法上の審査を行い得る手続を提供する。

#### 第五十五条 一時輸入及び通過物品

- 1 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）（以下この条において「ATA条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続

き容易にする。

2 各締約国は、千九百九十四年のガツト第五条3の規定に従い、他方の締約国の領域からの通過物品又は他方の締約国の領域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の領域内において物品の一時輸入のための通関手帳（ATA条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けた物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

#### 第五十六条 協力及び情報の交換

- 1 両締約国は、税関に係る事項に関し相互に協力し、及び情報を交換する。
- 2 税関に係る事項に関する協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによつて実施される。

## 第五十七条 能力の開発

前条2の規定に基づく協力の分野には、能力の開発（例えば、研修、技術援助、専門家の交流）を含める。

### 第五十八条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
  - (b) 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
  - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
  - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 3 小委員会の組織については、実施取極で定める。

## 第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

### 第五十九条 適用範囲及び目的

1 この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて両締約国が定めるものが、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす場合に適用する。この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び世界貿易機関設立協定附属書一 A 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（その改正を含む。）（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

2 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を発展させ、及び協議を行う。

3 両締約国は、次条に規定する権利及び義務を認識し、この章の規定に基づいて、強制規格が両締約国間の物品の貿易に不必要的障害をもたらすことのないようすることを確保するための両締約国の共同の努力及び最も適当なかつ費用対効果の大きい方法による両締約国間の相互承認に関する取決めの可能性のための枠組みを定める。

## 第六十条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する自  
国の権利及び義務を再確認する。

## 第六十一条 強制規格

- 1 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国の権利及び義務に適合する場合において、適  
当なときは、国際規格、勧告及び指針に基づき、それぞれの強制規格の調和に向けて努力する。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約  
国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強  
制規格が自国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、かつ、適當な場合には、当該他方の締約国の強制規格を  
自国の強制規格と同等なものとして受け入れない理由について説明する。
- 4 両締約国は、国際標準化機関に参加することにより、当該国際標準化機関により作成される国際規格で  
あつて強制規格の基礎となる可能性のあるものが、貿易を促進すること及び貿易に不必要的障害をもたら

すことのないようすることを確保するため、相互に協力することができる。

#### 第六十二条 適合性評価手続の結果の受入れ

1 一方の締約国は、他方の締約国の領域における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であつても、可能なときは、当該他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているか否かについて当該他方の締約国の領域における適合性評価手続によつて与えられる保証が自国の領域における適合性評価手続によるものと同等であると当該一方の締約国が認めることを条件とする。両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定<sup>611</sup>及び<sup>612</sup>に規定する事項につき、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認め  
る。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、かつ、適當な場合には、当該他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れない理由について説明する。

#### 第六十三条 相互承認に関する取決め

1 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、両締約国が合意する分野において、輸出締約国の適合性評価

機関によつて行われる適合性評価手続であつて、輸入締約国の要件への適合性を評価するものの結果に係る相互承認に関する取決めの可能性について、交渉を開始する。

2 1に規定する相互承認に関する取決めの可能性についての交渉を促進するため、

(a) 両締約国は、適合性評価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組みが存在することを考慮する。

(b) 両締約国は、それぞれの領域における適合性評価手続の構成及び運用に相違があることを認識し、実行可能な限り、適合性評価手續が共通性のあるものとするよう努める。

(c) 一方の締約国は、他方の締約国の適合性評価機関によつて行われた適合性評価手続の結果が信頼できるものであることについて確信が得られるよう、適當な場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の技術的能力その他の事項について当該他方の締約国と協議することができる。

#### 第六十四条 協力

1 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を発展させる。そのような協力には、次の事項を含めることができる。

(a) 共同研究を行い、並びにセミナー及びシンポジウムを開催すること。

(b) 関連する国際規格、勧告及び指針に適合するよう、校正、試験、検査、認証及び認定の基盤を確立し、又は改善すること。

(c) 適当な場合には、関連する地域的及び国際的な機関によつて設置された既存の相互承認の枠組みを効果的に活用すること。

(d) 研究開発を行うこと。

(e) 情報の交換を行うこと。

(f) 研修を目的とした政府職員の交流を行うこと。

(g) 両締約国による貿易の技術的障害に関する協定の履行に関し、技術援助及び協力をを行うこと。

2 この条の規定の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

#### 第六十五条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項

を任務とする。

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。
  - (b) 各締約国の登録又は認定を行う関係当局によつて登録され、又は認定された適合性評価機関の一覧表の交換を行うこと。
  - (c) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
  - (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。
  - (e) この章の規定に関連する問題について討議すること。
  - (f) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
  - (g) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。
- 3 小委員会の組織は、次のとおりとする。
- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者

であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

#### 第六十六条 照会所

各締約国政府は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国政府からのあらゆる妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国政府が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の締約国政府に提供する照会所を指定する。

#### 第六十七条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

#### 第六章 衛生植物検疫措置

#### 第六十八条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼすすべての衛生植物検疫措置であつて衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

#### 第六十九条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

#### 第七十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 両締約国及び第三国の領域内における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼすものに限る。）について情報の交換を行うこと。
- (b) 一方の締約国によつて認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国へ通報すること。
- (c) 相互に受け入れができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。
- (d) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 両締約国は、小委員会を通じ、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことの条件として、衛生植物検疫措置の分野（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。）において協力する。

3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。

4 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

5 小委員会は、必要な場合には、特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。

#### 第七十一条 照会所

各締約国政府は、第六十八条に規定する衛生植物検疫措置に関する他方の締約国政府からの妥当な照会に応じ、及び適当な場合には他方の締約国政府に関連する情報を提供する照会所を指定する。

## 第七十二条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

## 第七章 投資

### 第七十三条 適用範囲

1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

#### (a) 他方の締約国の投資家

#### (b) 当該一方の締約国内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

- (a) 第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定の対象となつてゐる事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。
- (b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

3 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関する締約国に義務を課するものではない。

注釈 マレーシアについては、この3に規定する措置には、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものにする出入国管理政策に従つてとられる措置を含める。

#### 第七十四条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) (i) 投資家が企業を「所有」するとは、投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
- (ii) 投資家が企業を「支配」するとは、投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。
- (b) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(c) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(d) 「自由利用可能通貨」とは、国際取引上の支払を行うため広範に使用され、かつ、国際的に主要な為替市場において広範に取引されている通貨であつて、国際通貨基金協定に定めるものをいう。

(e) 「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、

営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）であつて、各締約国の法令により与えられるもの

(ii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(iii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈 1 資産が投資としての性質を欠いている場合には、当該資産は、その形態のいかんを問わず、

投資財産とはみなさない。投資としての性質には、出資の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含める。

注釈 2 (ii)に規定する法令又は契約により与えられる権利が投資としての性質を有するか否かは、当該権利を与えられた者が締約国の国内法に基づいて有する当該権利の性質、範囲その他の要素による。ただし、このことは、当該権利に関連する資産が投資としての性質を有するか否かに

ついて影響を及ぼすものではない。

注釈3 投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含めない。

(f) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業をいう。ただし、第三国の企業の支店であつて、

当該締約国内に所在するものを除く。

(g) 「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) マレーシアについては、マレーシアの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(h) 「ポートフオリオ投資による投資財産」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 証券取引所において取引されている株式、出資その他の形態の企業の持分であつて、当該企業の資本の総額の十パーセント未満であるもの

(ii) 債券、手形、金融派生商品その他の債務証券であつて、その当初の満期が十二箇月未満であるものの。ただし、当該債務証券が、締約国の投資家と当該投資家が直接又は間接に支配し、又は十パーセ

ント以上の株式、出資その他の形態の持分を所有している他方の締約国内にある企業との間の債券取引から生ずるものである場合は、この限りでない。

#### 第七十五条 内国民待遇

1 一方の締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分（以下この章において「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 この条の規定は、ポートフォリオ投資による投資財産の設立、取得及び拡張については、適用しない。

3 1の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国内における他方の締約国の投資家の投資財産の設立に關して特に手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手続は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

#### 第七十六条 最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

## 第七十七条 一般的待遇

一方の締約国は、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

## 第七十八条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国内において、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

**注釈** この条の規定は、第八十一条の規定が租税に係る課税措置について適用される場合には、租税に係る課税措置について適用する。

## 第七十九条 特定措置の履行要求の禁止

- 1 この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書（その改正を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 2 両締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に特定措置の履行要求の禁止に係る事項を検討する

ことを目的として、できる限り早期に追加的な協議を行う。

3 2に規定する協議の目的には、特定措置の履行要求の禁止に関する留保についての検討を含めることができる。

#### 第八十条 留保及び例外

1 第七十五条、第七十六条及び前条1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書四に掲げ、かつ、星印

(\*) を付した分野、小分野又は活動に記載されるもの

##### (i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はマレーシアの州であつて、5の規定に従つて附属書四に記載されるもの

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の締約国の地方政府が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第七十五条、

第七十六条及び前条1の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 各締約国は、附属書四に掲げる分野、小分野又は活動であつて、1に規定する分野、小分野又は活動以外のものについて、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定によつて課される義務に適合しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

3 2に規定する分野、小分野又は活動に関する現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用は、附属書四において当該分野、小分野又は活動に記号（+）が付される場合を除くほか、既存の投資家及び既存の投資財産に対し、そのような改正若しくは修正又は採用の直前に当該投資家及び投資財産に適用される措置よりも更に制限的なものであつてはならない。

#### 4 この条の規定の適用上、

- (a) 「既存の投資家」及び「既存の投資財産」とは、それぞれ、現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用の直前に締約国内に所在する投資財産を有する投資家及びそのような投資財産をいう。
- (b) 既存の投資家が現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用の後に既存の投資財産の拡張又は多角化を行う場合には、当該拡張又は多角化の部分については、既存の投資財産とはみなさない。

5

一方の締約国は、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定に適合しない星印（＊）を付した措置であつて、1(a)(ii)に規定する都道府県又は州により維持されるものを、この協定の効力発生の後六箇月以内に附属書四に記載し、及び他方の締約国に対してそのような措置を外交上の公文により通報する。

6 いずれの締約国も、この協定の効力発生の後に2の規定に基づいて措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

7 一方の締約国は、附属書四に掲げる分野、小分野又は活動に関し、現行の措置を改正し、若しくは修正し、又は新たな措置を採用する場合には、次の通報及び協議を行う。

- (a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな措置を、可能な場合にはその実施の前に、それが可能でない場合にはその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報すること。
- (b) 他方の締約国の要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

8 この条の規定にかかわらず、各締約国は、資金上、経済上又は産業上の例外的状況においては、附属書四に掲げ、かつ、星印（＊）を付した分野、小分野又は活動について、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定に適合しない例外措置を採用することができる。ただし、当該締約国が、可能な範囲内で当該例外措置の実施の前又はその後できる限り速やかに次のことを行うことの条件とする。

- (a) 当該例外措置の要素を他方の締約国に通報すること。
  - (b) 他方の締約国の要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行い、その後適當な措置をとること。
- 9 各締約国は、適當な場合には、附属書四に特定される留保を削減し、又は撤廃するよう努める。
- 10 第七十五条、第七十六条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。
- 11 第七十五条及び第七十六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するも

の) の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

#### 第八十一条 収用及び補償

1 いづれの締約国も、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (a) 合法的な又は公共の目的のためである場合
  - (b) 差別的なものでない場合
  - (c) 正当な法の手続に従つてとられるものである場合
  - (d) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合
- 2 1(d)に規定する補償は、次の(a)又は(b)のいづれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。
- (a) 収用が公表された時又はその直前
  - (b) 収用が行われた時

3 公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

4 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用が行われた時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、次の事項ができるものとする。

- (a) 実際に換価すること。
- (b) 自由に移転すること。
- (c) 収用が行われた日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換すること。

5 この条の規定は、租税に係る課税措置が収用を構成する限度において、租税に係る課税措置について適用する。

#### 第八十二条 爭乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は革命、暴動、国内争乱その他これらに類する緊急事態により自国内にある投資活動に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その

他の解決方法に關し、自國の投資家又は第三國の投資家に与える待遇のうち當該他方の締約國の投資家にとつて有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従つて行われる支払については、實際に換価し、自由に交換し、及び自由に移転することができるものとする。

### 第八十三条 資金の移転

1 各締約国は、自國に向けた又は自國からのすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に自由利用可能通貨によつて行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他他方の締約國の投資家の投資財産から生ずる収益
- (c) 他方の締約国の投資家の投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (d) 返済金その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 自国内にある投資財産に關連した活動に從事する他方の締約國の従業員の得た収入、報酬その他補償

(f) 前二条の規定に従つて行われる支払

(g) 第八十五条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行わることを認める。

3 各締約国は、1及び2の規定に従うことの条件として、1に規定する資金の移転に対し、第三国の投資家が行う投資に起因する資金の移転に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

4 各締約国は、1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 社会保障及び公的年金計画から生ずる投資家の義務

#### 第八十四条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

#### 第八十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この章の規定に基づき与えられる権利が侵害されたこ

とにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

**注釈** この条の規定は、第八十一条の規定が租税に係る課税措置について適用される場合には、租税に係る課税措置について適用する。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家が、当該投資紛争の当事者である締約国内において行政的又は司法的解決を求めることが妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

4 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあつた日から五箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため行政的又は司法的解決に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該投資家は、次のいずれかの手続によることができる。

- (a) クアラルンプール仲裁地域センターによる調停又は仲裁に当該投資紛争を付託すること。
- (b) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）の規定による調停又は仲裁に当該投資紛争を付託すること。

- (c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によつて採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。
- (d) 当該投資紛争の当事者である締約国と合意する場合には、他の仲裁規則に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。
- 5 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正する部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。
- 6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。
- (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があつたとされるかについての特定を含む。）
- (c) 4に規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの

7 各締約国は、4の規定により投資紛争の当事者である投資家が選択する調停又は仲裁に当該投資紛争を付託することに同意する。ただし、当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知つたと考えられる日のいずれか早い方の日から三年の期間が経過した場合は、この限りでない。

8 4の規定にかかわらず、投資紛争の当事者である投資家は、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

9 4(a)から(c)までの規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び当該投資紛争の当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によつて構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかつた場合には、4(a)の規定に基づく仲裁にあつてはクアラルンプール仲裁地域センターの事務局長が、4(b)及び(c)の規定に基づく仲裁にあつては投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、ま

だ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人をクアラルンプール仲裁地域センター又は投資紛争解決国際センターの仲裁人名簿の中からそれぞれ、10及び11に規定する条件に従い、自己の裁量によつて任命する。

10 第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国内に日常の住居を有する者、両紛争当事者のいずれか一方によつて雇用されている者又はいかなる資格においても当該投資紛争を取り扱つたことのある者であつてはならない。

11 各紛争当事者は、4(a)から(c)までの規定に基づく仲裁が行われる場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、4(a)の規定に基づく仲裁にあつてはクアラルンプール仲裁地域センターの事務局長、4(b)及び(c)の規定に基づく仲裁にあつては投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

12 仲裁裁判は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である締約国内にお

いて行う。

13 投資紛争の当事者である締約国でない締約国は、両紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

14 仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

(a) 投資紛争の当事者である投資家及びその投資財産に対しこの章の規定に基づき与えられる権利が、投資紛争の当事者である締約国により侵害されたか否かに関する判断

(b) 権利の侵害がある場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

14の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の

15

当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

16 いずれの締約国も、自国の投資家が4の規定に従つて付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は他の裁定機関に国家間の請求を行うことはできない。ただし、他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この16の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

17 この条の規定は、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に生ずる紛争であつて、第七十五条及び第七十九条の規定によつて与えられ、又は当該規定から生ずる権利又は特権に関するものについては、適用しない。

18 一方の締約国の投資家は、その投資財産がこの協定に適合する他方の締約国の法令に従うことなく取得されたものである場合には、次の事項を行つてはならない。

- (a) 投資紛争を4に規定する調停又は仲裁に付託すること。
- (b) 当該一方の締約国の投資家と当該他方の締約国との間の投資紛争を解決する手段として第十三章に規

定する紛争解決手続を利用すること。

注釈 この18の規定の適用上、マレーシアについては、法令に従うことなく取得された投資財産には、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものとする国内政策に従うことなく取得された投資財産を含める。

#### 第八十六条 投資家の移動の促進

1 一方の締約国は、自国の出入国管理に関する法令であつて、入国及び滞在並びに労働の許可に関するものに従い、他方の締約国の投資家並びに他方の締約国の企業の取締役、理事及び役員（以下「取締役等」という。）に対し、当該投資家又は当該他方の締約国の企業であつて当該取締役等を雇用しているものが自国において相当な額の資本その他の資金を投下した投資財産若しくは投下する過程にある投資財産を設立し、開発し、若しくは管理し、又はその運営に関する助言を行うため、入国及び一時的な滞在を認め、並びに労働の許可を与える。ただし、当該投資家又は当該他方の締約国の企業がこの条に規定する要件を引き続き満たすことを条件とする。

注釈 マレーシアについては、この1に規定する義務は、入国及び滞在並びに労働の許可に関する出入

国管理政策であつて、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものとするものに従うことも条件とする。

2 一方の締約国は、投資に関連して入国及び一時的な滞在を認められた他方の締約国の自然人に対し、一時的な滞在期間の更新、一時的な在留資格の変更及び労働の許可の発給の申請に関する要件及び手続を可能な範囲内で公に利用可能なものとする。各締約国は、自国の法令に従い、可能な範囲内で、当該手続を簡易化するよう努める。

#### 第八十七条 一般的例外及び安全保障のための例外

一方の締約国は、第十条の規定に従つて、この章（第八十二条を除く。）の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、可能な範囲内で当該措置が有効となる前に、それが可能でないときはその後できる限り速やかに、他方の締約国にその旨を通報する。

#### 第八十八条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十五条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第八十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持するこ

とができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a) 国際通貨基金協定の規定が適用される場合には、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止され、又は1に規定する状況が改善することに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

#### 第八十九条 信用秩序の維持のための措置

各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。この規定の措置であつて、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

#### 第九十条 環境に関する措置

一方の締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励してはならない。

#### 第九十一条 利益の否認

1 一方の締約国は、第二国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に對してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、当該企業がその法律の下で設立され、又は組織された締約国内において実質的な事業活動を行つていないとときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、この章の規定による利益を否認することができる。

#### 第九十二条 投資の促進及び円滑化に関する協力

1 両締約国は、両締約国間の投資の促進及び円滑化に關し、例えれば、次の事項を通じて協力する。

(a) 投資を促進する活動及び能力の開発に関する効果的な方法について討議すること。

(b) 投資の機會について周知を図るための投資に関する情報（法令及び政策に関する情報を含む。）の提供及び交換を円滑にすること。

(c) 各締約国又はその産業界の投資を促進する活動を奨励し、及び支援すること。

2 この条の規定の実施については、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことの条件とする。

### 第九十三条 投資に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定に関する問題について情報を交換すること。
  - (b) この章の規定の実施及び運用並びに附属書四に記載する留保について見直し及び監視を行うこと。
  - (c) 特定措置の履行要求の禁止に係る問題を検討するための協議を行うこと。
  - (d) この章の規定に関する問題（投資の促進及び円滑化に関する協力を含む。）について討議すること。
  - (e) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
  - (f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

## 第八章 サービスの貿易

### 第九十四条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システムのサービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

3 第九十六条、第九十七条及び第一百一条の規定は、政府調達に関する締約国の措置については、適用しない。

4 第百一条の規定は、出入国管理に関する法令に基づく締約国の措置については、適用しない。

5 この章の規定は、一方の締約国が自国の領域内への他方の締約国の自然人の入国又は自国の領域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対する査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自

然人に対する要求しないという事実のみをもつて、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

## 6 附属書五は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

### 第九十五条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
- (b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供をして締約国内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。
  - (i) 法人の設立、取得又は維持
  - (ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持
- (c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことによ

り提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問

わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁

企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、当該他方の締約国において実質的な業務に従事しているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する

法人

(M) 他方の締約国の自然人

(B) (i) に規定する他方の締約国の法人

(f) (i) 法人が締約国又は第三国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを

超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国又は第三国の者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によつて支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によつて支配される場合をいう。

(g) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいづれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が中央又は地方の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつてとる措置  
「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供することを要求しているサービスへのアク

セス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 一方の締約国内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) マレーシアについては、マレーシアの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(1) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書六の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(m) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービ  
スの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）  
を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに  
適用される条件を含めない。

(n) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(o) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国から又はその国内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約  
国の法律に従つて登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若  
しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス  
提供者が提供するサービス

(p) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべて  
のサービスをいう。

(q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(t) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(u) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

(v) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

- (i) 一方の締約国内から他方の締約国内へのサービスの提供（越境の態様による提供）
  - (ii) 一方の締約国内におけるサービスの提供であつて他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
  - (iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
  - (iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）
- (w) 「運輸権」とは、いづれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国 の領域内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

1 一方の締約国は、前条(v)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに關し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附屬書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(v)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもつて当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(v)(ii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもつて自国内への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行つた分野において、附屬書六の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的若しくは排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によつて提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第九十七条 内国民待遇

二二二

1 一方の締約国は、附屬書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に關し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自國のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国の

サービス又はサービス提供者にとつて有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いづれの締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十三章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

#### 第九十八条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となつていらないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

#### 第九十九条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。特定の約束に係る表は、附属書六に掲げる。

2 附属書六の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行つた分野に関し、次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
- 3 附属書六において特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、2(a)及び(b)に規定する条件及び制限（出入国管理に関する法令に基づくものを除く。）は、この協定の効力発生の日において実施されている措置であつて、第九十六条又は第九十七条の規定に適合しないものに基づく条件及び制限に限る。
- 4 第九十六条及び第九十七条のいずれの規定にも適合しない措置は、第九十六条に関する欄に記載する。その記載は、第九十七条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。
- 第一百条 特定の約束に係る表の修正
- 1 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表のいかなる約束についても、修正し、又は撤回することができる。
- 2 修正を行う締約国は、1に規定する修正又は撤回を行う意図を他方の締約国に通報し、その後は、サー

ビス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従つて交渉を行う。当該交渉は、当該交渉の前に附属書六の自國の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとつて不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するために行うものとする。

3 1に規定する修正又は撤回については、両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従つて承認するものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

#### 第一百一条 最惠国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国との同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、締約国が附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置については、適用しない。

3 一方の締約国は、第三国とサービスの貿易に関する協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にこのような協定を締結する場合には、附属書七の自国の表に含まれる分野、小分野又は活動に関し、他方の締約国の要請に応じて、当該他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、このような協定に

従つて当該第三国との同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう考慮する。

#### 第一百二条 許可、免許又は資格

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要的障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

#### 第一百三条 相互承認

- 1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国に基づきの全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行なうことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

(a) 第百一条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

#### 第一百四条 透明性

1 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、当該他方の締約国に対し、適當な場合には英

語により、第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼす自国の法令及びその改正に関する情報を提供する。

2 一方の締約国は、適當な場合には、他方の締約国に対し、附屬書六に記載する自国の特定の約束に関連する公表したガイドライン又は政策声明であつて第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼすものの写しを提供する。

3 一方の締約国は、適當な場合には、他方の締約国に対し、自国の年次報告又はその他の公表資料であつて一般に利用可能なものの写しを提供する。

注釈 両締約国がこの条の規定に基づき提供する情報は、透明性のためにのみ提供されるものであり、この章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

#### 第一百五条 独占的又は排他的なサービス提供者

1 一方の締約国は、自国内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束

に従うべきものを提供するに当たつて直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a) 少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b) 自国内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

#### 第一百六条 セーフガード措置

1 両締約国は、この協定の効力発生後五年以内にセーフガード措置を適用するための相互に受け入れ可能なガイドライン及び手続を作成するため、この協定の効力発生後一年以内に討議を開始する。

2 (a) 1 の規定にかかわらず、一方の締約国は、附属書六において特定の約束を行つたことにより悪影響が生じたと考える場合には、他方の締約国に対し、そのような事態に対処するための協議の開催を要請することができるものとし、また、当該他方の締約国は、そのような要請に誠実に応ずる。

(b) 両締約国は、当該協議において、合理的な期間内に相互に受け入れ可能な解決が得られるよう努力す

る。

### 第一百七条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この条において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もつとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の約束であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

### 第一百八条 國際收支の擁護のための制限

1 國際收支及び対外支払に関して重大な困難が生じてゐる場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
  - (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
  - (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
  - (d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
  - (e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- 3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとつて一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。
- 4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によつて所有され、又は支配される法人により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるとときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してもこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

#### 第一百十条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置されるサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。
- (b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c) 第百三条及び第百六条の規定の効果的な実施に関する問題について見直し及び討議を行うこと。

(d) 合同委員会に対し小委員会の討議の結果を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。小委員会のその後の会合は、両締約国が合意する頻度で開催する。

4 小委員会は、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の詳細及び手続については、附属書五で定める。

#### 第一百十一条 約束の見直し

1 両締約国は、この協定に基づき行つたサービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、この協定の効力発生後五年以内に最初の見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従つて見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1の規定を考慮する。

## 第九章 知的財産

### 第一百十二条 一般規定

- 1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとる。
- 2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。
  - (a) 第百十九条から第百二十四条までの規定の対象となるもの
  - (b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの
- 3　両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。
- 4　両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

## 第一百十三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「ニース協定」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（今まで及び将来の改正を含む。）をいう。
- (b) 「ストラスブール協定」とは、国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定（今まで及び将来の改正を含む。）をいう。

## 第一百十四条 内国民待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。この条の規定に基づく義務は、附属書四の日本国の一の項に規定する措置に関する植物の新品種の保護については、適用しない。

注釈 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に関する事項を含む。

## 第一百十五条 最惠国待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。この条の規定に基づく義務は、附属書四の日本国の表の一の項に規定する措置に関する植物の新品種の保護については、適用しない。

## 第一百十六条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2 特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブル協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従つて分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従つて分類される。

## 第一百十七条 透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a) (b) 及び第百十九条5に定める場合を除くほか、少なくとも特許の付与並びに実用新案、意匠及び商標の登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が利用することができるようすること。

(b) 植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が利用することができるようすること。

(c) 権限のある当局が知的財産権の侵害物品の解放を国境措置として停止することを求める申立てに関する情報を公衆が利用することができるようすること。

(d) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度についての情報を公衆が利用することができるようすること。

#### 第一百八十九条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

#### 第一百九十条 特許

- 1 特許は、貿易関連知的所有権協定第二十七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。
- 2 各締約国は、特許出願に係る保護の対象が微生物であるという理由のみによつて、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。
- 3 各締約国は、合理的な理由があることを条件として、適當な場合には、特許出願人が権限のある当局に對しその特許出願を他の出願に優先して審査することの要請を提出することができることを確保する。
- 4 各締約国は、特許出願人が他方の締約国において同一又は實質的に同一の発明について特許出願を行つた場合において、当該特許出願人の要請に応じて適當なときは、その特許出願を他の出願に優先して審査することを確保する。各締約国は、当該特許出願に対し、その要請と共に関連する先行技術の調査結果又は当該発明の審査結果を提出するよう求めることができる。
- 5 各締約国は、自国の法令に従い、出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日から十八箇月の期間が経過した後、特許出願を公開する。

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条の規定に従い、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。

2 各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようになされたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3 各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、自国における意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、他方の締約国において、公然知られており、又は公衆が利用することができる刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保するよう努める。

#### 第一百二十二条 商品及びサービスに係る商標

1 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用するとの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防

止する排他的権利を有することを確保する。

2 各締約国は、いずれかの締約国においてその商標の所有者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該広く認識されている商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさせるおそれがあるか否かを問わず、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

#### 第一百二十二条 著作権及び関連する権利

- 1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。
- 2 各締約国は、次の場合には、サービス・プロバイダの責任の制限に関する適切な措置を定める。
  - (a) サービス・プロバイダが、その管理又は運営の下にある電気通信システム又はネットワークを通じた情報の送信であって、著作権又は関連する権利を侵害していると信ずるものに対する必要な抑止を行う場合

(b) 著作権又は関連する権利の侵害が、サービス・プロバイダの管理又は運営の下にある電気通信システム又はネットワークを通じた情報の送信によって生ずる場合において、当該サービス・プロバイダが、当該送信を抑止することが技術的に不可能であるとき、又は著作権若しくは関連する権利の侵害を知ることが困難であるとき。

3 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するための必要な措置をとる。

### 第一百二十三条 植物の新品種

1 両締約国は、国際的に調和のとれた制度に適合する方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。

2 各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、最も短い期間内に、1に規定する方法により、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。

### 第一百二十四条 不正競争

1 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。

2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

- (a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
- (b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- (c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
- (d) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（各締約国の法令に定める場合を除く。）
- (e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報が十分かつ効果的に保護されることを確保する。

4 各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。特に、各締約国は、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、及び当該不正競争行為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された設備の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害の賠償を請求することができることを確保する。

#### 第一百二十五条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。また、各締約国は、権限のある当局が他の知的財産権、特に、特許権、実用新案権、意匠権及び植物の新品種に関する権利の侵害物品の解放を停止することについても同様の手続を定めることができる。

2 締約国が知的財産権の侵害物品の解放を停止することを決定した場合には、当該締約国の権限のある当局は、当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を知的財産の権利者に通報する。

3 各締約国は、例外的な場合を除くほか、権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物の積戻しを許容しないことを確保する。

#### 第一百二十六条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行つていていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によつて当該権利者が被つた損害を補償するために適當な賠償を請求する権利を有することを確保する。

#### 第一百二十七条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。各締約国は、可能な範囲内で、故意による商業的規模の他の知的財産権の侵害について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めるよう努める。

#### 第一百二十八条 協力

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の更なる促進を追求する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識し、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件として、知的財産の分

野における協力をを行う。この条の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国間で相互に合意される衡平な方法で負担する。

2 この条の規定に基づく協力の分野及び形態については、実施取極で定める。

3 第十三章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

#### 第一百二十九条 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

と。

(i) 真正の証明その他の証明の要件

(ii) 包括委任状制度

## (iii) 修正実体審査の運用の改善

(iv) 公開の延期を含む意匠の保護に関する制度

## (v) 商標の一出願多区分制度

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

## 第一百三十条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

## 第十章 反競争的行為の規制

### 第一百三十一条 反競争的行為に対する措置

1 各締約国は、自国の関係法令に従い、自国の市場が効率的に機能することを目的として、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため、法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定するよう努める。

### 第一百三十二条 反競争的行為の規制に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

### 第一百三十三条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

## 第十一章 ビジネス環境の整備

#### 第一百三十四条 基本原則

1 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2 両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置（次条及び第一百三十七条に定める枠組みの設置を含む。）をとる。

#### 第一百三十五条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置されるビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) 第百三十七条の規定に従つて設置されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を必要に応じて考慮し、及び関連する他の小委員会の作業との不必要的重複を避けるため関連する他の小委員会と協力して小委員会が適當と認めるビジネス環境の整備に関連する問題に取り組むこと。

(b) 両締約国に対し、(a)に規定する任務について所見を報告し、及び勧告（両締約国政府がとるべき措置

を含む。）を行うこと。小委員会は、両締約国に対し勧告を提出する前に合同委員会と協議することができる。

(c) 適当な場合には、(b)に規定する勧告の実施の状況について検討すること。

(d) 適当な場合には、(b)に規定する勧告及び(c)に規定する検討の結果を適当な方法で両締約国の企業が利用できるようすること。

(e) 合同委員会に対し、(b)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、産業界その他産業に関連する団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4 小委員会のその他の詳細については、実施取極で定める。

#### 第一百三十六条 小委員会の勧告

両締約国は、前条1(b)に規定する勧告を考慮する。

#### 第一百三十七条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

- 1 各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。
- 2 連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

#### 第一百三十八条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

#### 第十二章 協力

#### 第一百三十九条 基本原則

- 1 両締約国政府は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であつて相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国政府は、協力し、並びに必要かつ適當な場合には両締約

国政府以外の当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2 この章は、次の事項を主要な目的とする。

- (a) 社会経済開発を促進すること。
- (b) 経済競争力を強化すること。
- (c) 人材養成を推進すること。
- (d) 持続可能な開発を促進すること。
- (e) 両締約国の国民の全般的な福祉を向上させること。

#### 第一百四十条 協力の分野

この章の規定に基づく協力の分野には、次の事項を含める。

- (a) 農業、林業、漁業及び栽培業
- (b) 教育及び人材養成
- (c) 情報通信技術
- (d) 科学技術

(e) 中小企業

(f) 観光

(g) 環境

(h) 両締約国政府が相互に合意するその他の分野

#### 第一百四十二条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

#### 第一百四十二条 協力の費用

- 1 この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うこととを条件とする。
- 2 この章の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

#### 第一百四十三条 協力に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 協力の分野に関する情報を交換すること。
  - (b) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
  - (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
  - (d) 合同委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する小委員会の所見及び討議の結果（両締約国がとるべき措置を含む。）を報告すること。
  - (e) 両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
  - (f) 5の規定に基づいて設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。
  - (g) 小委員会の運用上の手続規則を定めること。
  - (h) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、政府開発援助のための両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び事業の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報共有し、及び調整する。
- 3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約

国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。

4 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によつて招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

5 小委員会は、協力の各分野について作業部会を小委員会の下に設置することができる。

第一百四十四条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 紛争解決

第一百四十五条 適用範囲

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従つて紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

#### 第一百四十六条 協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、当該要請に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十五日以内に協議を開始する。

3 協議を要請する締約国は、要請の理由（問題となつてゐる措置及び申立ての法的根拠を含む。）を付するものとする。

4 両締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

5 協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

#### 第一百四十七条 あつせん、調停又は仲介

1 両締約国は、あつせん、調停又は仲介について隨時合意することができる。いずれの手続も、いつでも開始することができるものとし、また、いづれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介の手続を継続することができる。

3 あつせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていづれの締約国の権利も害するものではない。

#### 第一百四十八条 仲裁裁判所の設置

1 第百四十六条の規定に基づいて協議を要請した締約国で申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行つた締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠  
(b) 申立ての根拠とされる事実

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民

を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いざれかの締約国の国民であつてはならず、いざれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いざれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱つたことがあつてはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従つて提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人の任命を合意により行う。両締約国は、第三の仲裁人について合意することができるない場合には、3の規定によつて任命された一人の仲裁人に對し第三の仲裁人を任命するよう要請する。当該一人の仲裁人がその要請を受領した日の後三十日以内に第三の仲裁人について合意することができない場合には、いざれの締約国も、世界貿易機関の事務局長に対し第三の仲裁人を任命するよう要請することができる。

5　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

6　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従つて裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d) (c)の認定とは別に、第百五十二条の関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適當と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適當と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書

の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

#### 第一百五十条 仲裁裁判手続

- 1 仲裁裁判は、非公開とする。
- 2 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意によつて決定されるものとし、また、そのような決定が行われない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。
- 3 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。
- 4 3の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は当該意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することがで

きる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

5 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によつて提出することができる。

8 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

9 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によつて行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

#### 第一百五十二条 仲裁裁判手続の停止及び終了

1 仲裁裁判所は、両締約国の合意がある場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、前条7及び8並びに次条8に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開することができる。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意を行う場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

2 両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、当該仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

#### 第一百五十二条 裁定の実施

1 申立てを受けた締約国は、第一百五十条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行つた締約国に通報する。当該申立てを行つた締約国は、通報された期間が受け入れられないと認めの場合には、相互に満足すべき期間に合意するため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき期間について合意されたかつた場合には、当該申立てを行つた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、代償その他の代替措置を通じて相互に満足すべき解決に達するため、当該期間の満了までに申立てを行つた締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき解決について合意されなかつた場合には、当該申立てを行つた締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく讓許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4 申立てを行つた締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行つた締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく讓許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

6 3及び5に規定する讓許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行なうことができる。ただし、当該讓許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

- (a) 当該讓許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。
- (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときには解除されること。
- (c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
- (d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における讓許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 申立てを受けた締約国は、申立てを行つた締約国によるこの協定に基づく讓許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行つた締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行つた締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となつた問題を取り扱つた仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百四十八条3及び4の規定に従つて任命する。両締約国が異なる期間について合意しない限り、当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所の裁定は、両締約国を拘束する。

### 第一百五十三条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

## 第十四章 最終規定

### 第一百五十四条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

### 第一百五十五条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

### 第一百五十六条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

### 第一百五十七条 改正

- 1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。
- 2 その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

- 3 2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書三のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
- 4 改正は、その効力が生ずるまでの間、この協定に定める両締約国の権利及び義務に影響を及ぼさない。

#### 第一百五十八条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

#### 第一百五十九条 終了

- 1 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。
- 2 1に規定する通告を受けた締約国は、当該通告を受けた日の後四十五日以内に、終了により生ずる問題に関する協議を書面によつて要請することができる。
- 3 2に規定する要請を受けた締約国は、衡平な合意に達するため、当該要請を受けた日の後三十日以内に

誠実に協議を開始する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千五年十二月十三日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小泉純一郎

マレーシア政府のために

アブドウラ